

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 3 年(2011年) 1 2 月 1 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(町田市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 町田市国民健康保険条例（昭和34年3月町田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改める。

(町田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第2条 町田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月町田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第3条 町田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

(町田市授産センター条例の一部改正)

第4条 町田市授産センター条例（昭和56年3月町田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第3条中「第5条第15項」を「第5条第16項」に改める。

第5条 町田市授産センター条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第3条中「第5条第16項」を「第5条第15項」に改める。

第4条第1項中「第22条第5項」を「第22条第8項」に改める。

第6条第1項中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に改める。

(町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第6条 町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和60年9

月町田市条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表第2の34の表公共公益施設地区の項(い)の欄及び同表生産業務地区の項(い)の欄中「第6条の2第2項」を「第6条の3第2項」に改める。

別表第2の35の表公共公益施設地区の項(い)の欄中「第6条の2第2項」を「第6条の3第2項」に改める。

別表第2の37の表公共公益施設地区の項(い)の欄及び同表低層住宅A地区の項(い)の欄中「第6条の2第2項」を「第6条の3第2項」に改める。

(町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第7条 町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成2年1月町田市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第6条の2第8項」を「第6条の3第8項」に、「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。

(町田市大賀藕絲館^{くわし}条例の一部改正)

第8条 町田市大賀藕絲館条例(平成2年3月町田市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第5条第15項」を「第5条第16項」に改める。

第9条 町田市大賀藕絲館条例の一部を次のように改正する。

第3条中「第5条第16項」を「第5条第15項」に改める。

第4条中「第22条第5項」を「第22条第8項」に改める。

第5条第1項中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に改める。

(町田市障がい者福祉センター条例の一部改正)

第10条 町田市障がい者福祉センター条例(平成3年3月町田市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第5条第6項」を「第5条第7項」に改める。

第5条第1号中「第22条第5項」を「第22条第8項」に改める。

第7条第1項中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に改める。

(町田市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第11条 町田市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年9月町田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号列記以外の部分中「次の」を「次の各号の」に改め、同項第3号中「第6条の2第8項」を「第6条の3第8項」に、「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。

(町田市通所療育施設条例の一部改正)

第12条 町田市通所療育施設条例（平成9年3月町田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第5条第6項」を「第5条第7項」に改める。

第4条中「第22条第5項」を「第22条第8項」に改める。

第5条第1項中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に改める。

(町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第13条 町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年3月町田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第14条 町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

(町田市子ども発達センター条例の一部改正)

第15条 町田市子ども発達センター条例（平成15年12月町田市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「知的障害児通園施設」を「児童発達支援センター」に改める。

第6条第1号中「第24条の3第6項」を「第21条の5の7第9項」に、「施設

受給者証」を「通所受給者証」に、「第27条第1項第3号」を「第21条の6」に改める。

第7条第1項ただし書中「第27条第1項第3号」を「第21条の6」に改める。

第8条第1項中「施設受給者証」を「通所受給者証」に、「第24条の2第2項」を「第21条の5の3第2項第1号」に改め、同条第2項中「掲げる」を「規定する」に、「第24条の2第1項」を「第21条の5の3第1項」に、「特定費用」を「通所特定費用」に改める。

(町田市障害者自立支援法の施行に関する条例の一部改正)

第16条 町田市障害者自立支援法の施行に関する条例（平成18年9月町田市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 成年後見制度利用支援事業

(町田市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第17条 町田市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年3月町田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「第6条の2第8項」を「第6条の3第8項」に、「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の規定、第4条の規定、第8条の規定、第10条中町田市障がい者福祉センター条例第3条第1号の改正規定、第12条中町田市通所療育施設条例第3条の改正規定及び第13条の規定 公布の日
- (2) 第1条の規定、第3条の規定、第5条から第7条までの規定、第9条の規定、第10条の規定（町田市障がい者福祉センター条例第3条第1号の改正規定を除く）

く。)、第 1 1 条の規定、第 1 2 条の規定（町田市通所療育施設条例第 3 条の改正
規定を除く。）及び第 1 4 条から第 1 7 条までの規定 平成 2 4 年 4 月 1 日

町田市国民健康保険条例新旧対照表

—部分は改正部分

改正後	改正前
(被保険者とししない者) 第4条 略 2 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童のうち、民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のない者は、被保険者とししない。ただし、児童福祉法第24条の3第6項に規定する<u>入所給付決定保護者</u>が存する者を除く。	(被保険者とししない者) 第4条 略 2 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童のうち、民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のない者は、被保険者とししない。ただし、児童福祉法第24条の3第6項に規定する<u>施設給付決定保護者</u>が存する者を除く。

町田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表

第2条による改正

—部分は改正部分

改正後	改正前
(介護補償) 第9条の2 傷病補償年金又は障がい補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障がい補償年金を支給すべき事由となった障がいであって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。 (1) 略 (2) 障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)<u>第5条第13項</u>に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(<u>同条第7項</u>に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。))を受けている場合に限る。) (3) 略	(介護補償) 第9条の2 傷病補償年金又は障がい補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障がい補償年金を支給すべき事由となった障がいであって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。 (1) 略 (2) 障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)<u>第5条第12項</u>に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(<u>同条第6項</u>に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。))を受けている場合に限る。) (3) 略

改正後	改正前
(介護補償) 第9条の2 傷病補償年金又は障がい補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障がい補償年金を支給すべき事由となった障がいであって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。 (1) 略 (2) 障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。) (3) 略	(介護補償) 第9条の2 傷病補償年金又は障がい補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障がい補償年金を支給すべき事由となった障がいであって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。 (1) 略 (2) 障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第5条第13項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。) (3) 略

町田市授産センター条例新旧対照表
第4条による改正

—部分は改正部分

改正後	改正前
(施設) 第2条 センターは、次に掲げる施設をもって構成する。 (1) 町田市美術工芸館 法第5条第16項に規定する就労継続支援を行う事業所(以下「美術工芸館」という。) (2) 略 (事業) 第3条 美術工芸館は、法第5条第16項に規定する就労継続支援に関する事業を行う。 2 略	(施設) 第2条 センターは、次に掲げる施設をもって構成する。 (1) 町田市美術工芸館 法第5条第15項に規定する就労継続支援を行う事業所(以下「美術工芸館」という。) (2) 略 (事業) 第3条 美術工芸館は、法第5条第15項に規定する就労継続支援に関する事業を行う。 2 略

町田市授産センター条例新旧対照表

第5条による改正

—部分は改正部分

改正後	改正前
(施設) 第2条 センターは、次に掲げる施設をもって構成する。 (1) 町田市美術工芸館 <u>法第5条第15項</u>に規定する就労継続支援を行う事業所(以下「美術工芸館」という。) (2) 略 (事業) 第3条 美術工芸館は、<u>法第5条第15項</u>に規定する就労継続支援に関する事業を行う。 2 略 (利用対象者) 第4条 美術工芸館を利用できる者は、<u>法第22条第8項</u>の規定により障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者とする。 2・3 略 (利用料金) 第6条 第3条第1項の事業を利用する者は、<u>法第29条第3項第1号</u>に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額の合計額(以下「利用料金」という。)を、第10条に規定する指定管理者に支払わなければならない。 2 略	(施設) 第2条 センターは、次に掲げる施設をもって構成する。 (1) 町田市美術工芸館 <u>法第5条第16項</u>に規定する就労継続支援を行う事業所(以下「美術工芸館」という。) (2) 略 (事業) 第3条 美術工芸館は、<u>法第5条第16項</u>に規定する就労継続支援に関する事業を行う。 2 略 (利用対象者) 第4条 美術工芸館を利用できる者は、<u>法第22条第5項</u>の規定により障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者とする。 2・3 略 (利用料金) 第6条 第3条第1項の事業を利用する者は、<u>法第29条第3項</u>に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額の合計額(以下「利用料金」という。)を、第10条に規定する指定管理者に支払わなければならない。 2 略

町田市地区計画の区域における建築物の制限に関する条例新旧対照表 (改正後)

_ 部分は改正部分

別表第 2

1～33 略

34 小山ヶ丘東地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区 の区分	建築することができる建築物	建築物の容積 率の最高限度	建築物の建ぺ い率の最高限 度	建築物の敷地 面積の最低限 度	建築物の外壁等の 外の建築物等	建築物の境界線までの距離及び適用除 限度	建築物の高さの最高 限度	建築物の高さの最高 限度
公共公益 施設地区	次に掲げる建築物 (1) 事務所、飲食店又は物品販売業を 営む店舗 (2) 学校 (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164 号)第6条の3第2項に規定する放課後 児童健全育成事業の用に供する施設 (4) 幼稚園又は保育所 (5) 老人ホーム、福祉ホームその他こ れらに類するもの (6) 老人福祉センター、児童厚生施設 その他これらに類するもの (7) 病院又は診療所 (8) 集会所(地区内住民の社会教育的 な活動又は自治活動の目的の用に供 するものに限る。) (9) 前各号の建築物に附属するもの	—	—	500平方メー トル	敷地境界線まで の距離 2メー トル	次の各号の—に該当する建築物等 (1) 外壁等の中心線の長さが3 メートル以下であるもの (2) 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内 である物置その他これに類する用途(自 動車を除く。)に供するもの (3) 軒の高さが2.3メートル以下である 自動車庫	—	—
略	略	略	略	略	略	略	略	略
生産業務 地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 一戸建ての住宅又は長屋 (2) 住宅で事務所、店舗その他これら	—	—	500平方メー トル	敷地境界線まで の距離 1メー トル	次の各号の—に該当する建築物等 (1) 外壁等の中心線の長さが3 メートル以下であるもの	—	—

[illegible]

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表 (改正後)

__部分は改正部分

35 まちだテクノパーク地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)
					建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等	建築物の高さの最高限度	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離	適用除外の建築物等	建築物の高さの最高限度
公共公益施設地区	次に掲げる建築物 (1) 事務所、飲食店又は物品販売業を営む店舗 (2) 学校 (3) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業の用に供する施設 (4) 幼稚園又は保育所 (5) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (6) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (7) 病院又は診療所 (8) 集会所(地区内住民の社会教育的な活動又は自治活動の目的の用に供するものに限る。) (9) 前各号の建築物に附属するもの	—	—	500平方メートル	敷地境界線までの距離 2メートル	次の各号の一に該当する建築物等 (1) 外壁等の中心線の合計が3メートル以下であるもの (2) 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である物置その他これに類する用途(自動車庫を除く。)に供するものの (3) 軒の高さが2.3メートル以下である自動車庫	—
略	略	略	略	略	略	略	略

36 略

37 小山ヶ丘西地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)
					建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等	建築物の高さの最高限度	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離	適用除外の建築物等	建築物の高さの最高限度

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表 (改正後)

— 部分は改正部分

公共公益施設地区	次に掲げる建築物 (1) 事務所、飲食店又は物品販売業を営む店舗 (2) 学校 (3) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業の用に供する施設 (4) 幼稚園又は保育所 (5) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (6) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (7) 病院又は診療所 (8) 集会所(地区内住民の社会教育的な活動又は自治活動の目的の用に供するものに限る。) (9) 前各号の建築物に附属するもの	—	500平方メートル	敷境界線までの距離 1メートル	次の各号の一に該当する建築物等 (1) 外壁等の中心線の長さが3メートル以下であるもの (2) 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である物置その他これに類する用途(自動車庫を除く。)に供するもの (3) 軒の高さが2.3メートル以下である自動車庫	—	—
略	略	略	略	略	略	略	略
低層住宅A地区	次に掲げる建築物 (1) 住宅(住戸の数が4以上の長屋を除く。) (2) 住宅で次に掲げる用途を兼ねるもの ア 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店 イ 自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。) ウ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他	—	150平方メートル	敷境界線までの距離 1メートル	次の各号の一に該当する建築物等 (1) 外壁等の中心線の長さが3メートル以下であるもの (2) 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である物置その他これに類する用途(自動車庫を除く。)に供するもの (3) 軒の高さが2.3メートル以下である自動車庫	12メートル	—

部分は改正部分

略

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表 (改正前)

— 部分は改正部分

別表第 2

1～33 略

34 小山ヶ丘東地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)
					建築物の外壁等の 敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等	建築物の高さの最高 限度	
計画地区 の区分	建築することができる建築物	建築物の容積 率の最高限度	建築物の建ぺ い率の最高限 度	建築物の敷地 面積の最低限 度	距離	適用除外の建築物等	最高の高さ 軒の高さ
公共公益 施設地区	次に掲げる建築物 (1) 事務所、飲食店又は物品販売業を 営む店舗 (2) 学校 (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164 号)第6条の2第2項に規定する放課後 児童健全育成事業の用に供する施設 (4) 幼稚園又は保育所 (5) 老人ホーム、福祉ホームその他こ れらに類するもの (6) 老人福祉センター、児童厚生施設 その他これらに類するもの (7) 病院又は診療所 (8) 集会所(地区内住民の社会教育的 な活動又は自治活動の目的の用に供 するものに限る。) (9) 前各号の建築物に附属するもの	—	—	500平方メー トル	敷地境界線まで の距離 2メー トル	次の各号の一に該当する建築物等 (1) 外壁等の中心線の長さが3 メートル以下であるもの (2) 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内 である物置その他これに類する用途(自 動車庫を除く。)に供するもの (3) 軒の高さが2.3メートル以下である 自動車庫	—
略	略	略	略	略	略	略	略
生産業務 地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 一戸建ての住宅又は長屋 (2) 住宅で事務所、店舗その他これら	—	—	500平方メー トル	敷地境界線まで の距離 1メー トル	次の各号の一に該当する建築物等 (1) 外壁等の中心線の長さが3 メートル以下であるもの	—

-12-

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表 (改正前)

__部分は改正部分

35 まちだテックノパーク地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等	建築物の高さの最高限度	建築物の高さの最高限度
公共公益施設地区	次に掲げる建築物 (1) 事務所、飲食店又は物品販売業を営む店舗 (2) 学校 (3) 児童福祉法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業の用に供する施設 (4) 幼稚園又は保育所 (5) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (6) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (7) 病院又は診療所 (8) 集会所(地区内住民の社会教育的な活動又は自治活動の目的の用に供するものに限る。) (9) 前各号の建築物に附属するもの	—	—	500平方メートル	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等 次の各号の一に該当する建築物等 (1) 外壁等の中心線の長さが3メートル以下であるもの (2) 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である物置その他これに類する用途(自動車庫を除く。)に供するものの (3) 軒の高さが2.3メートル以下である自動車庫	—	—
略	略	略	略	略	略	略	略

36 略

37 小山ヶ丘西地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等	建築物の高さの最高限度	建築物の高さの最高限度
					建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等 適用除外の建築物等	建築物の高さの最高限度	建築物の高さの最高限度

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表 (改正前)

— 部分は改正部分

公共公益施設地区	次に掲げる建築物 (1) 事務所、飲食店又は物品販売業を営む店舗 (2) 学校 (3) 児童福祉法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業の用に供する施設 (4) 幼稚園又は保育所 (5) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (6) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (7) 病院又は診療所 (8) 集会所(地区内住民の社会教育的な活動又は自治活動の目的の用に供するものに限る。) (9) 前各号の建築物に附属するもの	—	500平方メートル	敷地境界線までの距離 1メートル	次の各号の一に該当する建築物等 (1) 外壁等の中心線の長さが3メートル以下であるもの (2) 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である物置その他これに類する用途(自動車庫を除く。)に供するもの (3) 軒の高さが2.3メートル以下である自動車庫	—	—
略	略	略	略	略	略	略	略
低層住宅A地区	次に掲げる建築物 (1) 住宅(住戸の数が4以上の長屋を除く。) (2) 住宅で次に掲げる用途を兼ねるもの ア 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店 イ 自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。) ウ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他	—	150平方メートル	敷地境界線までの距離 1メートル	次の各号の一に該当する建築物等 (1) 外壁等の中心線の長さが3メートル以下であるもの (2) 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である物置その他これに類する用途(自動車庫を除く。)に供するもの (3) 軒の高さが2.3メートル以下である自動車庫	12メートル	—

部分は改正部分

[illegible]

町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例新旧対照表

— 部分は改正部分

改正後	改正前
(用語の定義) 第2条 略 2 略 3 この条例において「養育者」とは、次の各号のいずれかに該当する児童を養育する(その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。)者であって、父母並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)<u>第6条の3第8項</u>に規定する小規模住居型児童養育事業(以下「小規模住居型児童養育事業」という。)に従事している者及び同法<u>第6条の4第1項</u>に規定する里親(以下「里親」という。)以外のものをいう。 (1)・(2) 略 4 略	(用語の定義) 第2条 略 2 略 3 この条例において「養育者」とは、次の各号のいずれかに該当する児童を養育する(その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。)者であって、父母並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)<u>第6条の2第8項</u>に規定する小規模住居型児童養育事業(以下「小規模住居型児童養育事業」という。)に従事している者及び同法<u>第6条の3第1項</u>に規定する里親(以下「里親」という。)以外のものをいう。 (1)・(2) 略 4 略

町田市大賀藕絲館条例新旧対照表
第 8 条による改正

__部分は改正部分

改正後	改正前
(事業) 第 3 条 藕絲館は、第 1 条に規定する目的を達成するため、法第 5 条第 16 項に規定する就労継続支援に関する事業を行う。	(事業) 第 3 条 藕絲館は、第 1 条に規定する目的を達成するため、法第 5 条第 15 項に規定する就労継続支援に関する事業を行う。

町田市大賀藕絲館条例新旧対照表
第9条による改正

部分は改正部分

改正後	改正前
(事業) 第3条 藕絲館は、第1条に規定する目的を達成するため、<u>法第5条第15項</u>に規定する就労継続支援に関する事業を行う。 (利用対象者) 第4条 藕絲館を利用できる者は、<u>法第22条第8項</u>の規定により障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者とする。 (利用料金) 第5条 第3条の事業を利用する者は、<u>法第29条第3項第1号</u>に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額の合計額(以下「利用料金」という。)を、第8条に規定する指定管理者に支払わなければならない。 2 略	(事業) 第3条 藕絲館は、第1条に規定する目的を達成するため、<u>法第5条第16項</u>に規定する就労継続支援に関する事業を行う。 (利用対象者) 第4条 藕絲館を利用できる者は、<u>法第22条第5項</u>の規定により障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者とする。 (利用料金) 第5条 第3条の事業を利用する者は、<u>法第29条第3項</u>に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額の合計額(以下「利用料金」という。)を、第8条に規定する指定管理者に支払わなければならない。 2 略

町田市障がい者福祉センター条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
(事業) 第 3 条 センターは、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) <u>法第 5 条第 7 項</u>に規定する生活介護に関すること。 (2)～(6) 略 (利用対象者) 第 5 条 第 3 条第 1 号から第 3 号までの事業を利用できる者は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定める者とする。 (1) 第 3 条第 1 号の事業 <u>法第 22 条第 8 項</u>の規定により障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者 (2) 略 (使用料等) 第 7 条 第 3 条第 1 号の事業を利用する者(次項において「利用者」という。)は、<u>法第 29 条第 3 項第 1 号</u>に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を使用料として市長に支払わなければならない。 2 略	(事業) 第 3 条 センターは、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) <u>法第 5 条第 6 項</u>に規定する生活介護に関すること。 (2)～(6) 略 (利用対象者) 第 5 条 第 3 条第 1 号から第 3 号までの事業を利用できる者は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定める者とする。 (1) 第 3 条第 1 号の事業 <u>法第 22 条第 5 項</u>の規定により障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者 (2) 略 (使用料等) 第 7 条 第 3 条第 1 号の事業を利用する者(次項において「利用者」という。)は、<u>法第 29 条第 3 項</u>に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を使用料として市長に支払わなければならない。 2 略

町田市乳幼児の医療費の助成に関する条例新旧対照表

—部分は改正部分

改正後	改正前
(資格要件) 第3条 略 2 前項の規定にかかわらず、<u>次の各号のいずれかに該当する乳幼児を養育している者は、対象としない。</u> (1)・(2) 略 (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第<u>6条の3第8項</u>に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第<u>6条の4第1項</u>に規定する里親に委託されている者	(資格要件) 第3条 略 2 前項の規定にかかわらず、<u>次のいずれかに該当する乳幼児を養育している者は、対象としない。</u> (1)・(2) 略 (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第<u>6条の2第8項</u>に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第<u>6条の3第1項</u>に規定する里親に委託されている者

町田市通所療育施設条例新旧対照表

— 部分は改正部分

改正後	改正前
(事業) 第 3 条 町田市通所療育施設(以下「療育施設」という。)は、第 1 条に規定する目的を達成するため、<u>法第 5 条第 7 項</u>に規定する生活介護に関する事業を行う。 (利用対象者) 第 4 条 療育施設を利用できる者は、<u>法第 22 条第 8 項</u>の規定により障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者とする。 (使用料等) 第 5 条 第 3 条の事業を利用する者(以下「利用者」という。)は、<u>法第 29 条第 3 項第 1 号</u>に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を使用料として市長に支払わなければならない。 2 略	(事業) 第 3 条 町田市通所療育施設(以下「療育施設」という。)は、第 1 条に規定する目的を達成するため、<u>法第 5 条第 6 項</u>に規定する生活介護に関する事業を行う。 (利用対象者) 第 4 条 療育施設を利用できる者は、<u>法第 22 条第 5 項</u>の規定により障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者とする。 (使用料等) 第 5 条 第 3 条の事業を利用する者(以下「利用者」という。)は、<u>法第 29 条第 3 項</u>に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を使用料として市長に支払わなければならない。 2 略

町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例新旧対照表
 第 13 条による改正 __部分は改正部分

改正後	改正前
(介護補償) 第 12 条 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となった障がいであつて別表第 4 に定める障がいにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。 (1) 略 (2) 障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 13 項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第 7 項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。) (3) 略 2 略	(介護補償) 第 12 条 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となった障がいであつて別表第 4 に定める障がいにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。 (1) 略 (2) 障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 12 項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第 6 項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。) (3) 略 2 略

町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例新旧対照表
第 14 条による改正 __部分は改正部分

改正後	改正前
(介護補償) 第 12 条 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となった障がいであって別表第 4 に定める障がいにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。 (1) 略 (2) 障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 12 項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第 7 項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。) (3) 略 2 略	(介護補償) 第 12 条 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となった障がいであって別表第 4 に定める障がいにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。 (1) 略 (2) 障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 13 項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第 7 項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。) (3) 略 2 略

改正後	改正前
(事業) 第 3 条 センターは、第 1 条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 43 条に規定する<u>児童発達支援センター</u>に関すること。 (2)～(4) 略 (利用対象者) 第 6 条 センターの事業を利用できる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。 (1) 第 3 条第 1 号に掲げる事業 法第 21 条の 5 の 7 第 9 項に規定する<u>通所受給者証</u>の交付を受けた者又は法第 21 条の 6 に規定する措置を受けた者 (2) 略 (利用の手続等) 第 7 条 センターの事業を利用しようとする者は、町田市規則(以下「規則」という。)の定めるところにより申請し、市長の承認を受けなければならない。ただし、法第 21 条の 6 に規定する措置を受けた場合については、この限りでない。 2 略 (使用料等) 第 8 条 第 3 条第 1 号に掲げる事業を利用する者のうち第 6 条第 1 号の<u>通所受給者証</u>の交付を受けた者(次項において「利用者」という。)は、法第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を使用料として市長に支払わなければならない。 2 市長は、前項に<u>規定するもの</u>のほか、法第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する<u>通所特定費用</u>のうち利用者に負担させることが適当と認めるものについて、利用者から徴収すること	(事業) 第 3 条 センターは、第 1 条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 43 条に規定する<u>知的障害児通園施設</u>に関すること。 (2)～(4) 略 (利用対象者) 第 6 条 センターの事業を利用できる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。 (1) 第 3 条第 1 号に掲げる事業 法第 24 条の 3 第 6 項に規定する<u>施設受給者証</u>の交付を受けた者又は法第 27 条第 1 項第 3 号に規定する措置を受けた者 (2) 略 (利用の手続等) 第 7 条 センターの事業を利用しようとする者は、町田市規則(以下「規則」という。)の定めるところにより申請し、市長の承認を受けなければならない。ただし、法第 27 条第 1 項第 3 号に規定する措置を受けた場合については、この限りでない。 2 略 (使用料等) 第 8 条 第 3 条第 1 号に掲げる事業を利用する者のうち第 6 条第 1 号の<u>施設受給者証</u>の交付を受けた者(次項において「利用者」という。)は、法第 24 条の 2 第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を使用料として市長に支払わなければならない。 2 市長は、前項に<u>掲げるもの</u>のほか、法第 24 条の 2 第 1 項に規定する<u>特定費用</u>のうち利用者に負担させることが適当と認めるものについて、利用者から徴収することができ

町田市子ども発達センター条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
とができる。 3 略	る。 3 略

町田市障害者自立支援法の施行に関する条例新旧対照表

—部分は改正部分

改正後	改正前
(地域生活支援事業) 第3条 市長は、法第77条に規定する地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。 (1) 略 <u>(2) 成年後見制度利用支援事業</u> <u>(3)</u> 略 <u>(4)</u> 略 <u>(5)</u> 略 <u>(6)</u> 略 <u>(7)</u> 略 2 略	(地域生活支援事業) 第3条 市長は、法第77条に規定する地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。 (1) 略 <u>(2)</u> 略 <u>(3)</u> 略 <u>(4)</u> 略 <u>(5)</u> 略 <u>(6)</u> 略 2 略

町田市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
(資格要件) 第3条 略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する児童を養育している者は、対象としない。 (1)・(2) 略 (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第<u>6条の3第8項</u>に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第<u>6条の4第1項</u>に規定する里親に委託されている者	(資格要件) 第3条 略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する児童を養育している者は、対象としない。 (1)・(2) 略 (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第<u>6条の2第8項</u>に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第<u>6条の3第1項</u>に規定する里親に委託されている者